

女性活躍推進法

広島医療生活協同組合 行動計画

女性職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2025年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

【目標】法人全体の育児休業取得率を対象者の90%以上とする。

【取組内容・実施時期】

●2021年4月1日～2023年3月31日

職場責任者向けセミナー等を開催し制度を周知する。

●2023年4月1日～2025年3月31日

男性の育休取得率を高めるためのリーフレット作成。

【目標】1ヶ月あたりの最高超勤時間を30時間未満にし、全職員の平均超勤時間を5時間未満にする。

【取組内容・実施時期】

●2021年4月1日～2025年3月31日

毎月各職場の最高超勤時間数・平均超勤時間を法人内に公表し目標の周知を行う。

●2021年4月1日～2024年3月31日

医師の超勤削減に向け、顧問社労士や公的機関の助言を受けながら実態把握、計画策定を行う。

●2024年4月1日～2025年3月31日

計画の妥当性を検証しつつ医師の超勤削減をすすめてゆく。